

平成30年度

第3回岡山市男女共同参画専門委員会要旨

- 1 日 時 平成30年7月4日（水）午後3時～午後5時30分
- 2 場 所 岡山市役所本庁舎3階 第1会議室
- 3 出席委員 中塚委員長、貝原副委員長、角田委員、原田委員、日笠委員、藤田委員、松井委員、  
光岡委員
- 4 出席職員 井上市民協働局次長  
（女性が輝くまちづくり推進課）  
逢澤参事、奥野参事監、祇園館長、岩井課長補佐、高村主査、植木副主査
- 5 傍聴者 1名
- 6 議 事  
（1）岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について  
（2）その他
- 7 配布資料  
資料1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正ポイント  
資料2 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正原案（見え消し）
- 8 会議の状況  
議題1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正について

○事務局より、資料1 岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正ポイント（P1）  
について説明

○主な意見

<前文>

- ・改正原案の中に「多様性」の文言を入れたらよい。
- ・「多様性を尊重」という言葉入れた方がいいのではないかと。前文の下から三行目の「性別等にかかわらず」の後に「多様性を尊重し」を入れたらいいのではないかと。
- ・「性別等にかかわらず、すべての人が」と「すべての人が、性別等にかかわらず」と二通りの表現がある。「すべての人が」が前にあるほうが日本語的にいいのではないかと。  
→「性別等にかかわらず」を強調するために、前に持ってくるのもよいとの意見もあり、全体に関わってくることなので保留とした。
- ・前文に、「権利を保障する」とはっきり書いてもいいのではないかと。「輝く」という言葉は抽象的。
- ・前文の上から6行目「性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行等」に「制度や慣行」と入れるのはどうか。  
→どのような制度が残っているかを確認して、必要なら修正する。
- ・「男女平等」という言葉があるが、「一人ひとりの平等」や「すべての人の平等」などに変えたらいいのではないかと。

- ・学校では「男女平等教育」と言っている。憲法では男女平等がうたわれている。
- ・5行目の男女平等は残してもいいが、7行目の「真の男女平等」とは、性別にかかわらずということであり、男女だけではないので、「性別に関わらず平等」に変えてもいいのではないかな。
- ・女性はまだ平等に扱われていないので、ここでは、「男女平等」という言葉は必要ではないかな。  
→2つくらい案を作り、次回の委員会で協議することに。
- ・下から2行目に「先人たちの功績に恥じぬよう」とあるが、必要かな。
- ・先人たちの功績とは何か。  
→内容は、3行目に記載されている。
- ・条例の市民案を作成した時に、これまで取り組んだことを条例に残そうということで記載した。今までの積み重ねで条例が初めてできたので、いろいろ議論したうえで載せた。
- ・「恥じぬ」という言葉に違和感があるのでは。
- ・「先人たちの功績を礎にして」などはどうか。  
→市で案を考える
- ・活動している組織は、市、市民、自治組織、事業者で全部かな。ぬけているものがないかな、もう一度確認してほしい。

#### <定義（第2条）>

- ・性別等のところであるが、学問的に言うと性別はこれだけではない。生物学的な性別、性自認並びに性的指向だけ挙げるのであれば、「等」をつけないといけない。
- ・性的指向（どの性別を恋愛の対象にするのか…）の「どの性別」というイメージか。異性愛、同性愛、両性愛の3つがあるというイメージか。
- ・「性的指向（〇〇等さまざまな性の視点（または要素）をいう。）」など、カッコ内はもう少し良い表現を考えたほうがよい。
- ・自治組織のところ、職場の組織など地縁でない場合もあるのではないかな。  
→想定しているのは、地縁組織である。

#### <文言整理・変更等（第3条）>

- ・（2）固定的役割分担の後ろに、なぜ「意識」を入れたのか。  
→役割分担は解消されてきているが、意識は根強く残るものだから。
- ・「固定的役割分担意識によらず」を「固定的役割分担意識をなくし」にしたらどうか。
- ・「意識を是正し」や「意識を解消し」という言葉をよく使う。
- ・「解消し」などに修正してほしい。
- ・前文では、自治組織、事業者という表現をしているのに、第3条（4）では、市と民間の団体という表現になっている。前文に書いてある活動している組織が全てであれば、同じ表現でもいいのではないかな。足りないのであれば、前文を変えないといけない。  
→前文と整合性がとれるようにする。
- ・（5）は女性だけでなく、男性も対象にした内容であるという理解でいいのであれば、「性別等にかかわらず、すべての人が」を入れたほうがいいのではないかな。リプロダクティブ・ヘルス/ライツは、女性にも男性にもLGBTの人にもある。
- ・今、女性の身体が大切にされていないということが問題になっている。そこが解決したら、女性も男性も対象にした内容でいいと思うが、まだできていないので、すべての人を対象にするのは時期尚早ではないかな。
- ・（5）と別に項目を作り、（5）の前か後ろに、性別にかかわらず、すべての人を対象にした項目を入れ、（5）は「女性」と入れたらいいのではないかな。
- ・（5）は、このままにする、性別にかかわらずすべての人をいれる、二つに分ける、の3つの案を考えてほしい。
- ・（6）の「国際的な取組」とは、日本を含めて海外と一緒に連携していることなのか、それと

も海外で行われていることなのか。

→国連などの動向を注視して、取組が遅れていないかを検認するという趣旨。

- ・（６）は、主語がなく唐突なので「国際的な取組」の前に「これらの課題（取組）を推進するためには」を入れたらいいのではないか。
- ・（７）の「教育を含む」が必要か。
- ・（７）にある「市、市民、自治組織、事業者、教育」が責務に記載されている。

#### <文言整理・変更等（第6条）>

- ・事業者の責務が、セクハラやモラハラとワーク・ライフ・バランスなら文章を分けたほうがいい。
- ・定義にワーク・ライフ・バランスを入れて、第6条の「職場における活動と家庭における活動その他の活動との両立」を置き換えたらいいいのではないか。
- ・「性別に関わる差別や偏見を解消し、対等に参画する…」などと入れた方がいいいのではないか。
- ・ハラスメントの文言を入れたほうがいいいのではないか。
- ・「セクシャルハラスメント」と「ワーク・ライフ・バランス」の言葉を入れてみてほしい。その場合は、セクシャルハラスメントも定義に入れる必要がある。

#### <文言整理・変更等（第7条）>

- ・第1項があることにより、小学校と中学校の男女平等教育の手引きが作成された。
- ・第1項だけを見ると、従来の男女共同、男女平等しか残らない。「性別にかかわらず」という言葉があれば、それ以外の事も教えるということになる。第2条の「男女共同参画」の定義に「性別等にかかわらず…」と入っているが、文科省が、学校でもちゃんと教えなさいと言っているので、性の多様性についての教育も入れた方が分かりやすい。
- 市民の責務も同様に入れるのか。

#### <文言整理・変更等（第8条）>

- ・「要因による」という言葉は必要か。
- 「要因による」という言葉を残した方がいろいろな要因があるというイメージがしやすい。とると限定される。

#### <文言整理・変更等（第15条）>

- ・WLBの定義を色々見ていたら、性別にかかわらず、多様な個人としての個性と能力が認められ、発揮されてこそそのWLBとされている。もう少し具体的にイメージできる表現がよい。
- 定義をどうするか。（第6条とあわせて検討）

#### <文言整理・変更等（第18条）>

- ・「女性に対する暴力等」となっているが、女性だけでいいのか。先ほどのリプロダクティブ・ヘルス/ライツのところと関係するが、二つにわけるのであれば、このままでもいいかもしれない。全体的に言うなら、女性のところを「性別等に関連する偏見や差別及び暴力等を助長する」という表現にするのはどうか。
- ・まだまだ暴力の被害者の多くは女性であることを強調して、このような表現になっている。
- ・同性間でもDVは起こり得るので、それも考えないといけない。

○事務局より、資料1岡山市男女共同参画社会の形成の促進に関する条例改正ポイント（P2）について説明

○主な意見

<WLB・女性活躍等>

- ・第19条の2の後半はワーク・ライフ・バランスという言葉に変えてほしい。
- ・第17条、21条、28条、5条の2は意見なし。

議題3 その他

○次回開催予定

次回日程について事務局より説明